

空き家対策に関するアンケート

令和2年10月 日

市町村名 三郷市

部署名 都市デザイン課

ご担当者名 _____

ご連絡先 048-930-7833

メールアドレス _____

①空き家対策を実施している中で、どのような課題・問題点がありますか？

- ・市民等からの相談を受けることで空家を把握しているため、相談のない空家の状況については把握できていない。
- ・空き家所有者（あるいは管理人）が見つからなかった場合や、特定空き家に相当する家屋があった場合の対応方法などが、市内にまだ事例がなく、進め方のノウハウが確立されていない。
- ・市内の空き家を借りたいといった声は一定数あるが、市内の空家を貸したいといった声が聞こえてこない。（都心からのアクセスが良い立地からか、空き家を解体して更地にした場合でも赤字になることが少なく、通常の不動産売買が成立しているようである）

②現在どのような対策を実施していますか？また、今後実施する予定の対策はありますか？

- ・空家の相談を受けた際には、税情報等をもとに、空き家の所有者等を調べ、適正に管理するよう依頼文を送付している。
- ・空家の所有者等に対し、利活用を推進するパンフレット等を配布している。
- ・令和2年度、令和3年度の2カ年で、空家実態調査の実施を予定している。
- ・埼玉県や宅建協会が主催する研修や意見交換会に参加をし、情報収集に努めている。

別 紙

③宅建業者が空き家対策に協力できることはありますか？

- ・平成30年度に協定を締結し、連携した空家利活用に関する相談窓口を開設しているので、相談があった際には、市と連携しながら、相談者に満足いただけるよう対応に努めていただけよう、ご協力を願いしたい。（本市は窓口開設後、相談窓口への相談実績がない）
- ・宅建協会が自治体と連携して対応した事例のうち、空き家を利用し、公共施設に転用（一度更地になったのちに公共施設が建ったものも含む）した事例等があれば、そのスキームについてご教示いただきたい。

大変お忙しい中をご協力いただき、誠にありがとうございました。

※データでご提供いただけるものがございましたら、下記までご送付をお願い致します。

※いただいたアンケートの回答は本会のホームページに公開するほか、本会の会議において利用する以外の用途で利用することはございません。

提出期限：令和2年10月30日（金）
返信先：メール：imai@takuchen.or.jp
FAX：048-811-1821

お問い合わせ先：048-811-1840
〔事業推進課 今井〕